

議案第 50 号

鯖江広域衛生施設組合の財産処分に関する協議について

鯖江広域衛生施設組合の組織市町である福井市の脱退に伴う同組合の財産処分について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定に基づき関係市町の協議により定めるにあたり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 3 日提出

越前町長 高田 浩樹